



昭和薬科大学・町田市薬剤師会 地域連携及び教育連携に関する協定書

昭和薬科大学（以下「甲」という。）と町田市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、地域連携及び教育連携推進に関して、甲乙間において次のとおり協定を締結する。なお、この協定は必要に応じて、第三者が加わる場合、各条項にその旨を追加するものとする。

（総則）

第1条 この協定は、甲と乙、および今後加わる第三者（丙丁等）が行う地域連携及び教育連携に関し、必要な事項を定める。

（協議会）

第2条 甲と乙とが連携を取り、地域住民の健康増進・福祉向上への支援と啓発、医療を通じた地域活性化、医療人の生涯教育、ならびに学生の学びの推進に貢献するため、地域連携及び教育連携推進協議会を設置する。

2 協議会の名称は、「昭和薬科大学・町田市薬剤師会 地域・教育連携推進協議会」とする。

3 協議会は、次の委員を持って構成する。

- (1) 昭和薬科大学学長、大学における担当委員
- (2) 町田市薬剤師会会長、薬剤師会における担当委員
- (3) その他協議会が認めた委員

4 協議会の会長及び副会長は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、昭和薬科大学学長とする。
- (2) 副会長は、町田市薬剤師会会長とする。

（協議・活動事項）

第3条 協議会は、地域連携及び教育連携を推進するため、次の協議・活動を行う。

- (1) 地域住民の健康増進・福祉向上への支援と啓発に関する事
- (2) 薬剤師をはじめとする医療人の生涯教育に関する事
- (3) 大学図書館等の活用に関する事（別に利用規則を定める）
- (4) 薬学生をはじめとする学生の地域での学びに関する事
- (5) 地域における災害時支援対策に関する事
- (6) その他地域連携・教育連携の推進に関する事

（会議の招集）

第4条 会長は、協議会の会議を招集し、議長となる。

（連絡調整窓口の設置）

第5条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

（経費）

第6条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、別に協議をして定める。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年6月12日

昭和薬科大学

学長

山本恵子

町田市薬剤師会

会長

関根克敏